

人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」



荒川区シンボルキャラクター
「あら坊」

荒川区バリアフリー基本構想



荒川区 ARAKAWA CITY



1. はじめに

基本構想策定の背景

荒川区では、日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想をはじめ、だれもが安全・安心・快適に生活する街づくりの実現に取り組んでまいりましたが、荒川区全体をみると、新たな鉄道網等の公共交通の整備、更なる高齢化の進展など、バリアフリー新法に対応した区内全域における施設整備が求められています。

基本構想策定の目的

本基本構想は、これまで推進してきた「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」の検証及び見直しを含め、バリアフリー化を見据えた街づくりの基本理念並びに基本方針を示し、荒川区全体のバリアフリー化を先導する重点整備地区を設定するものです。

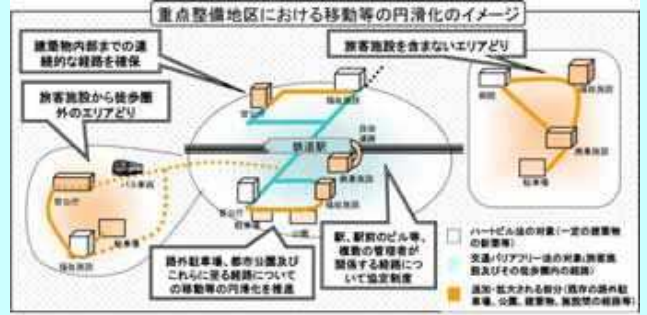
荒川区全体のバリアフリー化を推進していきんだね。



基本構想の位置付け

日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
(平成13年度策定)
交通バリアフリー法に基づく基本構想

バリアフリー新法(平成18年法律第九十一号)

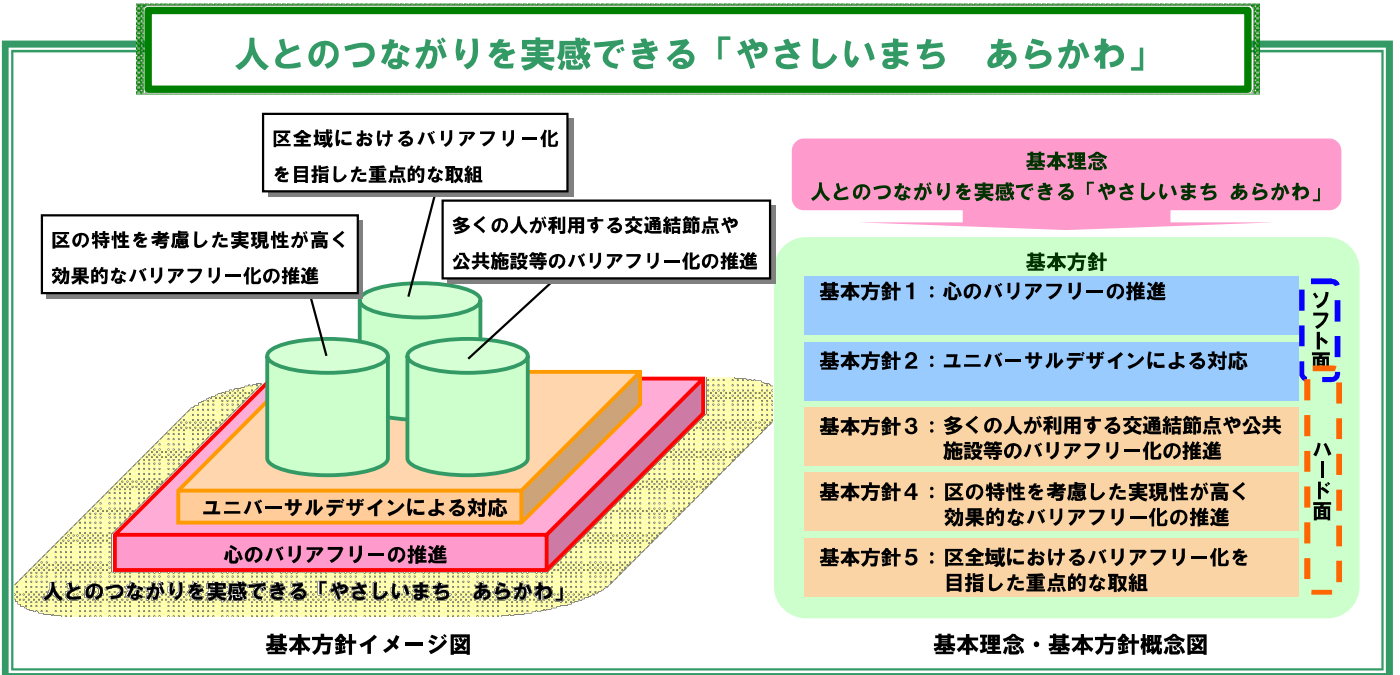


荒川区バリアフリー基本構想(平成21年度)

- 荒川区のバリアフリー化についての基本的な考え方
- 荒川区の現状の評価
- 上位・関連計画
- 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の検証
- 荒川区バリアフリー基本理念・基本方針
- 重点整備地区の考え方・設定・優先順位付け

2. 基本理念・基本方針

人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」



表紙に使用しているマークについて



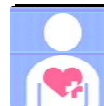
「盲人のための国際シンボルマーク」
世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマーク



「マタニティマーク」
妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりのために厚生労働省が公募により選考して定めたマーク



「耳マーク」
目の不自由な人の「白い杖」や「くるま椅子マーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示のために考案されたマーク



「ハートプラスマーク」
身体の内部に障害がある人の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために考案されたマーク

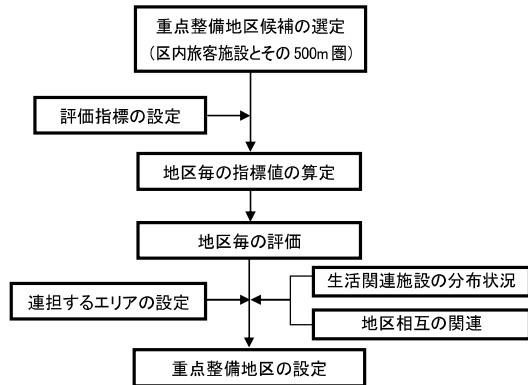
3. 重点整備地区の設定

重点整備地区の概要

バリアフリー新法並びに基本方針で示されている要件を踏まえ、特に、高齢者及び障がい者の移動を考慮した上で、荒川区の特徴を踏まえて、重点整備地区の設定をしています。

<p>◇ 町屋駅・区役所周辺地区 (122.5ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「荒川区役所前駅」と「町屋駅」の2地区が連担する地区 ・荒川1～4、7、8丁目構成 ・区のほぼ中央に位置し、密集市街地に位置する地区 ・地区内には区役所、区民会館（サンパル荒川）など区民利用施設、老人福祉センターや荒川たんぽぽセンター（心身障害者福祉センター）など高齢者・障がい者利用施設が多く立地 ・区立公園の中で最も大きい荒川自然公園が立地 ・区立・民間の高齢者の通所介護（デイサービス）施設が多く立地 ・都市計画マスタープランにおける生活拠点としての位置付けもあり、モデル地区として有効 	<p>◇ 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区 (153.3ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「西日暮里駅」、「三河島駅」、「日暮里駅」の3地区が連担する地区 ・東日暮里5、6丁目、西日暮里1～6丁目構成 ・日暮里区民事務所や日暮里サニーホール、日暮里図書館など区民利用施設が多く立地 ・日暮里駅前には宿泊施設としてホテルラングウッドが立地 ・高齢者の通所介護（デイサービス）施設や介護老人保健施設などが立地 ・日暮里駅周辺地区は交通バリアフリー法に準じたバリアフリー化が進められてきた地区であり、都市計画マスタープランにおける広域拠点としての位置付けもあり、モデル地区として有効 	<p>◇ 南千住駅周辺地区 (153.8ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「南千住駅」を中心とする地区 ・南千住1～7丁目（3、4丁目は一部）で構成 ・区民事務所や図書館、スポーツセンターなどの区民利用施設や路外駐車場が多く立地 ・年間約10万人の人が利用する荒川総合スポーツセンターが立地 ・区立・民間の高齢者の通所介護（デイサービス）施設が多く立地 ・駅東側の計画的市街地整備に対して、駅西側のバリアフリー化の遅れや、駅東西間の環境整備などが課題 ・南千住中心市街地活性化推進地区及び都市計画マスタープランにおける広域拠点としての位置付けもあり、モデル地区として有効 	<p>◇ 熊野前駅周辺地区 (98.4ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「熊野前駅」を中心とした一昨年に日暮里・舎人ライナーが開通し、区内の新たな交通結節点としての機能が期待される地区 ・東尾久3、5～8丁目及び町屋5丁目の一部で構成 ・支援センターアゼリア（精神障害者地域生活支援センター）や都立尾久の原公園などが立地 ・民間の高齢者の通所介護（デイサービス）施設が立地 ・高度先進医療を推進する東京女子医科大学東医療センターが立地 ・日暮里・舎人ライナー開通により駅周辺のバリアフリー化が進んでいる ・都市計画マスタープランにおける生活拠点としての位置付けもあり、モデル地区として有効
---	---	--	---

重点整備地区の設定手順



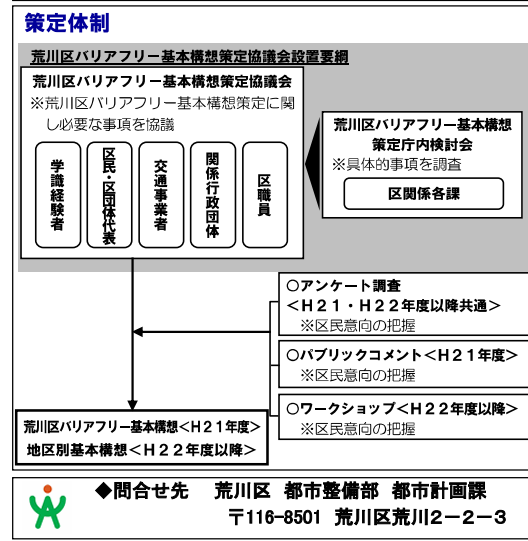
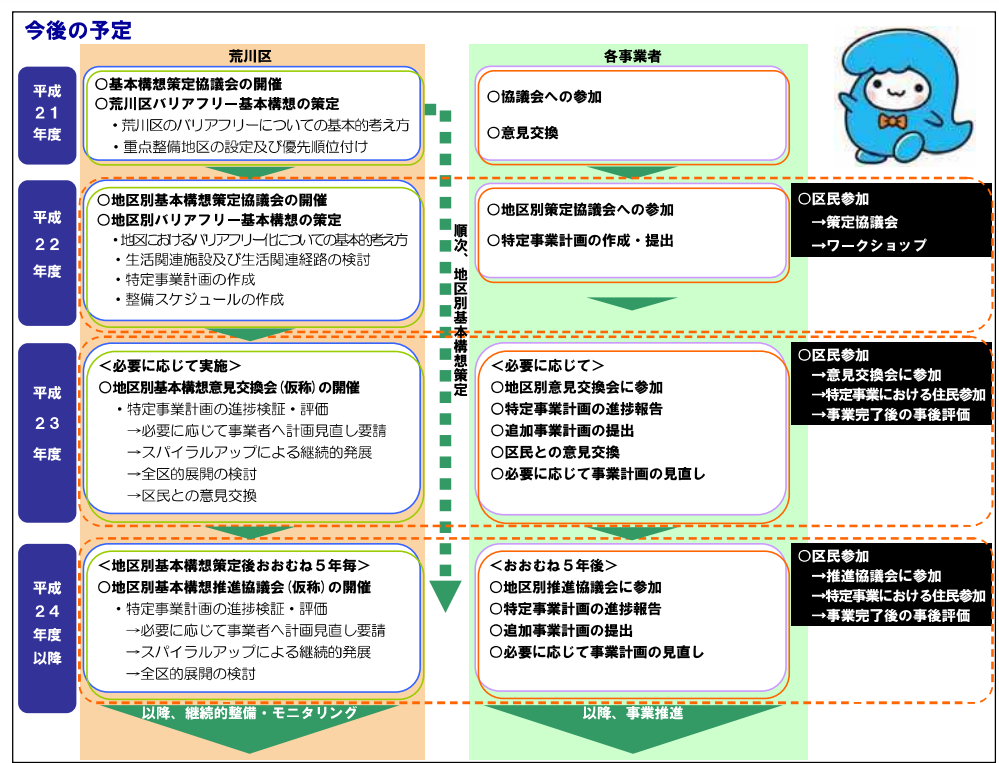
重点整備地区位置図



鉄道駅等ごとに、下表の評価項目ごとのスコア（点数）を計算し、総合スコアが高い駅等が、バリアフリー化における現状課題等が多いものと判断し、重点整備地区を設定する上で優先順位が高いものとします。

要件	評価項目
人口条件 (事業の影響範囲)	①夜間人口 ②高齢者人口（65歳以上の人口） ③障がい者人口（障がい者手帳所持者数）
配置要件 (施設の分布)	①鉄道駅等の利用者数（1日平均乗降客数） ②平日バス便数 ③区民がよく利用する駅（アンケート調査結果から） ④公共施設等の配置状況
課題要件 (事業の必要性)	①高低差 ②駅前広場未整備 ③高齢者利用駅：（アンケート調査結果から）
効果要件 (事業の効果)	①都市計画道路未整備延長

4. 策定体制と今後の予定



主な用語解説

※「バリアフリー」とは
障害者が社会参加する上での障害(バリア)をなくす(フリー)こと。近年では、物理的障壁(建築物、道路など)ばかりでなく、障害者の社会参加を困難にしている全ての障壁を取り除くことを意味し、大きく「物理的バリア」「制度のバリア」「文化・情報のバリア」「意識のバリア」の4つに整理できます。(出典:「交通ボランティアのすすめ」/国土交通省)

※「ユニバーサルデザイン」とは
障害や年齢等に関係なく、できるだけ多くの人が使いやすいように、あらかじめそのデザインに普遍性を持たせるといった積極的な意味が含まれます。今後のものづくりや情報提供における考え方の基本と言えます。(出典:「交通ボランティアのすすめ」/国土交通省)

※「心のバリアフリー」とは
わたしたち一人一人が、高齢者や障がいのある人など移動が大変な人たちの気持ちになって考え、協力していくことです。(出典:「こころのバリアフリー」ガイドブック/国土交通省)

登録番号(21)0119号



基本方針1：心のバリアフリーの推進

高齢者・障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設整備だけでなく区民等が日常的に困っている人に自然と手を差し伸べる心をはくむことが大切です。荒川区では、「心のバリアフリー」を重点的に推進していきます。

基本方針2：ユニバーサルデザインによる対応

施設整備に当たっては、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化が求められます。特にだれもが安全・安心・快適かつ円滑に移動できる連続的な空間形成、サイン計画等の充実を図ります。

基本方針3：多くの人が利用する交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進

区民がよく利用する旅客施設を中心に駅前広場のバリアフリー化や、高齢者・障がい者、子育て環境、来街者等それぞれの利用に配慮したバリアフリー化を推進します。また、施設だけでなく施設間の主要な利用経路についてもバリアフリー化を推進します。

基本方針4：区の特性を考慮した実現性が高く効果的なバリアフリー化の推進

区民の生活基盤である都電・バス利用を考慮した移動経路及び車両のバリアフリー化を推進します。なお、車両のバリアフリー化に当たっては各事業者と調整を図ります。また、施設間の移動を補完するコミュニティバスの活用を推進します。

基本方針5：区全域におけるバリアフリー化を目指した重点的な取組

区の特性を踏まえたバリアフリー化を推進する重点整備地区を設定し、地区別基本構想を作成します。また、重点整備地区での取組を重点整備地区以外の地区にも事業機会を捉えて展開して荒川区全体でのバリアフリー化を推進します。

基本構想の実現に向けて

- 1. 地区別基本構想の作成と推進体制の整備**

<地区別基本構想の作成>
地区別基本構想は、基本構想の基本理念・基本方針を踏まえつつ、各地区の状況に応じた具体的なバリアフリー方策について、荒川区・関係事業者等と区民が一体となって作成に取り組み、実現性・効果の高いものとします。

<推進体制の整備>
基本構想の実現に向けた継続的な推進体制について検討を行い、地区別基本構想作成後の特定事業の進捗状況の把握・評価を行っています。
- 2. 継続的・段階的なバリアフリー化の推進(スパイラルアップ)**

当面、具体的な事業実施の見込みがないものについても、必要に応じて事業計画の記載内容を追加又は変更することや、利用状況や技術的な進展等を踏まえた地区別基本構想における特定事業計画の整備内容の充実・改善、荒川区全体への展開、心のバリアフリー施策の継続的・段階的な発展(スパイラルアップ)を目指します。
- 3. 荒川区全体への展開**

今後、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進しつつ、他の地域についても整備の緊急性や他事業等の事業機会を捉え、必要に応じて個別の事業計画を作成するなど、各事業者や施設設置管理者等が連携して総合的かつ計画的にバリアフリー化を全区的に推進していきます。
- 4. 心のバリアフリー**

バリアフリー化による施設整備の実現と併せて、施設等を利用する区民等がバリアフリーに対して正しく理解し、相互に配慮ができる地域社会づくりが重要です。基本構想においても基本方針に「心のバリアフリー」を重要な事項として位置付けています。

そのため荒川区では、バリアフリー化を推進する上で重要となる「心のバリアフリー」について、区民等への広報・PRや、関係事業者等への理解を促す取組を続けていきます。